

国民年金保険料

学生納付特例申請について

外国人のみなさま / International
For more information about the public pension system,
please visit the Japan Pension Service website.

pension international 検索
<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



このお知らせは、令和6年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている方で、引き続き令和7年度も在学予定の方にお送りしています。

①令和7年度も「学生納付特例制度」の利用を希望される方へ

令和6年度と同じ学校等に在学される方

同封の申請書（ハガキ）またはマイナポータルによる電子申請により申請をすることができます。申請書に必要事項を記入して、令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）の申請をしてください。

在学される学校等に変更のある方

この申請書（ハガキ）で申請することはできません。改めて在学の事実等について確認する必要がありますため、お住まいの市（区）役所・町村役場またはお近くの年金事務所に申請をしてください。

（申請には、在学証明書（原本）または学生証の写しが必要です。）

※大学から大学院へ進む場合や短期大学から4年制大学に編入する場合等を含みます。

※申請書は「日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>」からも入手できます。

国民年金保険料学生納付特例申請書（記入例）

※必ず記入例の青字部分の全てを記入してからご提出ください。

学校の名称	年金大学		
学校の所在地	東京	都道府県	杉並
在学予定年月（入学年月）	平成	4	年 4 月入学
卒業予定年月	令和	8	年 3 月卒業予定
学生納付特例申請期間	令和 7 年 4 月 から	令和 8 年 3 月まで	← 今回の申請は最長で令和8年3月までとなります。
前年所得	※「所得＝収入－必要経費」です。記入にあたっては、同封の記入例をご覧ください。		
1. なし	2. あり（128万円以下）	3. あり（128万円超）	16歳以上19歳未満の扶養親族
			【あり（人）・なし】
上記のとおり国民年金保険料学生納付特例を申請します。			
この申請に必要な所得情報等の確認を市区町村（前住所地等を含む）および令和 7 年 4 月 20 日			
日本年金機構に委託します。			
〒	168	－	8505
住所（住民票の住所）	東京	都道府県	杉並
市町村	高井戸西3-5-24		
被保険者氏名（学生ご本人の氏名）	年金 太郎		
（電話）	XX	－	XXXX
		－	XXXX

受付年月日

被保険者（申請者）ご本人の住所・氏名
をご記入ください。
※住民票の住所をご記入ください。

いずれかに必ず○を記入してください。

「所得＝収入－必要経費」です。

●給与所得者の場合の所得の計算方法：年間所得＝収入－給与所得控除（55万円～）

【アルバイト収入のみの場合の例】

アルバイト収入が1カ月4万円（年間48万円）の場合は、給与所得控除（55万円）以下であるため、所得は「1. なし」となります。（48万円－55万円＝▲7万円となるため）

※学生納付特例は年度ごとに申請を行う必要があります。また、学生納付特例制度は、前年の所得が一定額以下の学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不測の事態により障害が残ってしまった場合に障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防止するために、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

※学生納付特例の申請書は速やかに提出してください。申請が遅れると、申請日前に生じた不測の事態による障害について、障害基礎年金を受け取ることができない場合があります。

※前年に所得がある方は、所得が確定した後に審査を行うため、令和7年7月以降に審査結果をお知らせします。なお、審査結果のお知らせ前に納付書が届く場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※すでに申請をされている方へもご案内させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※免除・納付猶予および学生納付特例は、2年1カ月前の月分までさかのぼって申請ができます。

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

②学生納付特例期間の取り扱いについて

年金への影響	納付状況等	納付	学生納付特例	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の 受給資格期間として…		計算される	計算される	計算されない
老齢基礎年金の年金額に…		反映される	反映されない	反映されない

- 保険料を未納のままにしておく、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）として計算されないため、将来の老齢基礎年金や、不測の事態が生じたときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。
- 学生納付特例期間は、受給資格期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

③保険料の追納について

※令和7年度中に追納する場合の保険料額

年度	追納額（月額）	当初保険料（月額）
平成27年度	15,930円	15,590円
平成28年度	16,600円	16,260円
平成29年度	16,820円	16,490円
平成30年度	16,650円	16,340円
令和元年度	16,710円	16,410円
令和2年度	16,820円	16,540円
令和3年度	16,860円	16,610円
令和4年度	16,740円	16,590円
令和5年度	16,520円	16,520円
令和6年度	16,980円	16,980円
令和7年度	17,510円	17,510円

○学生納付特例の承認を受けた期間は、老齢基礎年金の年金額に反映されないため、将来受け取る年金額が少なくなります。これを補うために、学生納付特例が承認された期間の保険料は、**10年以内であれば、あとから納めること（追納）ができます。**

○ただし、学生納付特例の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

「追納制度」の詳細はこちらからご確認ください。



④マイナポータルを利用した電子申請について

○マイナポータルに利用者登録されている方で「ねんきんネット」と連携済の方には、日本年金機構からマイナポータルにお知らせをお送りしています。学生納付特例を希望される場合、お送りする「お知らせ」内にある「申請」ボタンから簡単に申請することができます。

○連携がお済みでない方も、マイナポータルの「年金」から学生納付特例を申請することができます。

手続きおよび申請方法はこちらから

マイナポータル 検索

<https://myrna.go.jp>



電子申請の概要は日本年金機構ホームページをご覧ください。

国民年金 電子申請 検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html



⑤令和7年度は「保険料納付」を希望される方へ

令和7年度は学生納付特例制度を利用せず保険料を納めるという方は、別途お送りする納付書により保険料を納付していただくか、お近くの年金事務所にご連絡ください。

なお、お得な前納制度のご利用を希望される方は、令和7年4月分からの前納の納付期限は**4月30日**までとなっておりますので、お早めにお近くの年金事務所にご連絡ください。

口座振替・クレジットカードでの納付をご希望の方は、お近くの年金事務所にご連絡ください。

産前産後期間は国民年金保険料の納付は不要です！

○届出により、出産予定日（または出産日）が属する月の前月から4か月間は、保険料が免除になります。免除された期間も保険料を納付したものととして、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。

※出産には妊娠85日以上の死産、流産、早産を含み、多胎の場合は免除期間が長くなります。

○すでに免除手続きや納付をしていますが届出ができますので、必ず市（区）役所または町村役場の国民年金窓口へ届出してください。（保険料を納付されている場合は後日お返しします。）